

# 関島社会保険労務士事務所便り

2022 年  
1・2月号

関島社会保険労務士事務所  
(ひがし東京中小企業者組合)  
社会保険労務士・行政書士  
関島 康 郎  
〒125 - 0041  
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 2  
電話：03-3609-7668  
HP: <http://www.srseki.info>



(水仙)

## 本人が請求する「休業支援金・給付金」

令和3年4月～12月分は令和4年3月までに

### ◆コロナ対応休業支援金・給付金とは

新型コロナウイルス感染症の措置の影響により事業主の指示により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払を受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により「新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金」が支給されます。

この給付金は、令和3年3月31年までの分は申請が打ち切られていますが、令和3年4月1日～12月31日までの分については、令和4年3月31日までが申請期限になっています。

### ◆給付金額の算定方法

$(\text{休業前1日当たりの平均賃金} \times 80\%) \times \{(\text{各月の日数} = 30 \text{ 日又は } 31 \text{ 日}) - (\text{就労した日数} + \text{本人事情で休んだ日数})\}$

①1日当たりの支給上限額(平均賃金の80%相当額)は令和3年12月迄9,900円、令和4年1月以降8,265円

- ② 緊急事態措置に協力した飲食店等の労働者については、令和3年5月1日から令和4年3月31日の期間は11,000円が上限額
- ③ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業で勤務時間が減少した場合でも4時間未満の就労であれば、1/2休業で計算
- ④ 週5回から3回勤務になるなども対象

### ◆必要な書類(オンライン申請又は郵送)

- ①支給申請書(郵送の場合は厚労省のホームページからダウンロードする)
- ②支給要件確認書(事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書や疎明書に記載の上、申請することが可能)
- ③本人確認書類
- ④振込先口座確認書類キャッシュカード写し
- ⑤休業前および休業中の賃金額を確認できる書類(給与明細の写しなど)

休業した期間	申請期限(必着)
令和3年4月～12月	令和4年3月31日
令和4年1月～3月	令和4年6月30日

# 「事業復活支援金」の概要

## ◆支給要件 月の売上減少30%以上

政府は、コロナ禍の経済対策の柱のひとつとして、中小企業に向けた新たな『事業復活支援金』の支給を決定しました。

新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業は地域、業種を限定せず、最大250万円が受給できる可能性があります。

この支援金の対象は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことによる2021年11月以降のいずれか1か月の売上が、前年もしくは前々年の同月比で30%以上の減少の企業です。『持続化給付金』の売上減少50%という支給要件より緩和されました。

## ◆支給対象

新型コロナの影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月

## ◆給付上限額

売上減少率	個人事業主	法人 年間売上高 1億円以下	法人 年間売上高 1億円超～ 5億円	法人 年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

## ◆給付額算出式

給付額は給付上限額を超えない範囲で、「基準期間①の売上高」と「対象月②の」売上高」に5をかけた額との差額

$$\text{給付額} = (\text{基準期間①の売上高}) - \{(\text{対象月②の売上高}) \times 5\}$$

① 2018年11月～2019年3月 2019年11月～2020年3月 2020年11月～2021年3月のいずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間

② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

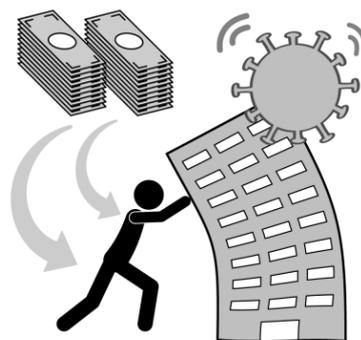
～2021年3月までの間の任意の同じ月と比較して50%以上または30%～50%未満の減少した事業者(中堅・中小・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業主)

## ◆受付開始時期

「所要の準備を経て、申請受付開始予定」としています。

## ◆問合せ先

現在(令和3年12月末)準備中としています。



# 事務所の労働安全基準が変更

「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が令和3年12月1日に公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。この改正省令は一部の規定を除き、同日から施行。

社会状況の変化に合わせすべての働く人々を視野に対応するもの。改正に伴って変更された点は以下のとおりです。

## ◆便所の設備：新たに「独立個室型の便所」

便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、「独立個室型の便所」を付加する場合の取扱い及び少人数の作業場における例外と留意事項が以下のように示されました。

なお、従来の設置基準を満たしている場合は変更の必要はありません。

- ・男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。
- ・少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独

立個室型の便所で足りるものとした。但し、既存の男女別便所の廃止はできません。

## ◆救急用具：具体的な品目規定を削除

作業場に備えるべき負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目の規定がなくなり、職場で発生することが想定される労働災害等に応じて、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとしました。

## ◆照度の作業区分を2区分 基準引上げ 令和4年12月1日施行

事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。事務作業における作業面の照度の作業区分は以下のように2区分とし、基準も以下のように引き上げました。

- ・一般的な事務作業(300ルクス以上)
- ・付随的な事務作業(150ルクス以上)

個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJISZ 9110などの基準を参照します。

## 運転前・後のアルコールチェックが義務化されます

乗車定員11人以上の自動車1台以上、又はその他の自動車5台以上を使用している事業所は「安全運転管理者」を選任することが義務付けられています。

この安全運転管理者には、運転前に、運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認することが義務付けられています。しかし、運転後に酒気帯び

の有無を確認することやその確認内容を記録することは義務付けられていませんでした。

### 令和4年4月1日からは、義務化

- ①運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ②酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

**●介護や保育職の処遇改善策 中間整理**

看護や介護、保育職の賃上げを協議する政府の公的価格評価検討委員会は22日、中間整理をまとめた。経験や技能のある職員に重点を置いた処遇改善を検討すべきとし、適正な水準まで賃金が上がらなければならない人材が確保できることを最終目標に掲げる。今後は財源なども議論し、来夏までに方向性を整理するとしている。(12月23日)

**●雇用保険料率 引き上げ 2022年10月以降**

政府は、雇用調整助成金の大規模な支出を受け、保険財政が悪化している雇用保険について、「失業等給付」の料率を2022年10月から0.6%に引き上げると決めた。他事業を加えた全体の保険料率は、現行の0.9%から1.35%となり、労働者負担分は0.3%が0.5%となる。(12月22日)

**●雇用調整助成金特例措置を3月末まで延長**

厚生労働省は21日、雇用調整助成金の特例措置を2022年3月31日まで延長することなどについて、リーフレットを更新した。1人あたりの日額上限は、原則として、大企業、中小企業ともに、2022年1月・2月は1万1,000円、3月は9,000円に引き下げる。業況特例・地域特例の場合は1万5,000円で据え置き。(12月21日)

**●労災新基準で初の認定**

柏労働基準監督署は、2016年に居酒屋チェーン「庄や」で勤務中に脳内出血を発症し、後遺症が残った男性について、9月に改定された新基準に基づき労災と認定した。新基準での認定として初となる。20年ぶりに改定された脳・心臓疾患の労災認定基準は、過労死ラインに近い残業時間がある場合は、労働時間以外の負荷要因を十分に考慮し、労災認定できることを明記している。(12月21日)

**●一人親方等の安全対策 契約先企業に義務化へ**

厚生労働省は、アスベスト訴訟をめぐる最高裁の判断を踏まえ、個人事業者(一人親方やフリーランス等)について、請負契約を結ぶ相手企業が安全対策をとることを義務付ける方針を固めた。労働安全衛生法に関する省令を年度内にも改正する。現在保護対象となっている企業に雇用されている労働者と同じ現場で仕事を請け負う個人事業主や、一緒に働くその家族を保護対象とする。また、資材搬入や警備など現場に出入りする業者についても保護対象とする方向。(12月19日)

**●不妊治療、女性43歳未満に保険適用**

厚生労働省は、来年4月から始まる不妊治療への公的医療保険の適用条件等の方針を固めた。女性は治療開始時点で43歳未満の場合を対象とし、最大6回までの制限を設ける。男性には年齢制限はなく、事実婚の場合も対象となる。着床前検査の保険適用については中央社会保険医療協議会で判断が見送られた。(12月16日)

**●雇調金の支給が5兆円超に**

政府は、新型コロナウイルス対応で特例を受けた雇用調整助成金の支給決定が、昨年春から12月10日時点で累計約535万件、金額が累計5兆462億円になったことを明らかにした。来春には5.7兆円に達する見込みで、来年度からは雇用保険料の引上げが避けられない見通しとなった。

(12月14日)

